

令和4年第2回大衡村議会臨時会会議録 第1号

令和4年8月12日（金曜日） 午前10時00分開議

出席議員（9名）

1番 小川 克也	2番 佐野 英俊	3番 石川 敏
4番 小川ひろみ	5番 赤間しづ江	6番 佐々木春樹
8番 高橋 浩之	10番 佐々木金彌	12番 細川 運一

欠席議員（3名）

7番 文屋 裕男	9番 遠藤 昌一	11番 佐藤 貢
----------	----------	----------

説明のため出席した者の職氏名

村 長 萩原 達雄	副 村 長 早坂 勝伸
教 育 長 齋藤 浩	総 務 課 長 佐野 克彦
企 画 財 政 課 長 残間 文広	産 業 振 興 課 長 渡邊 愛
都 市 建 設 課 長 後藤 広之	教 育 次 長 兼 指 導 主 事 岩渕 克洋
学 校 教 育 課 長 森田祐美子	

事務局出席職員氏名

事務局長 堀籠緋沙子	書記 小原 昭子	書記 残間 頼
------------	----------	---------

議事日程（第1号）

令和4年8月12日（金曜日）午前10時00分開議

- 第 1 議席の指定について
- 第 2 会議録署名議員の指名について
- 第 3 会期の決定について
- 第 4 議案第37号 令和4年度大衡村学校給食センター整備工事（建築）の請負契約について
- 第 5 議案第38号 令和4年度大衡村学校給食センター整備工事（機械設備）の請負契

約について

第 6 議案第 39 号 損害賠償の額を定め和解することについて

第 7 議案第 40 号 令和 4 年度大衡村一般会計予算の補正について

本日の会議に付した事件

議事日程（第 1 号）に同じ

午前 10 時 00 分 開 会

議長（細川運一君） ただいまの出席議員は 9 名であります。佐藤 貢副議長、文屋裕男議員、遠藤昌一議員、届出により欠席であります。定足数に達しますので、これより令和 4 年第 2 回大衡村議会臨時会を開会いたします。

本日は、議場が災害復旧工事のため、平林会館 3 階大集会室に変更して会議を行います。発言する際は挙手をし、議長の許可を得てから、その場で行ってください。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 議席の指定について

議長（細川運一君） 日程第 1、議席の指定についてを行います。

議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、ただいま着席のとおり指定いたします。

日程第 2 会議録署名議員の指名について

議長（細川運一君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、4 番小川ひろみさん、5 番赤間しづ江さんを指名いたします。

日程第 3 会期の決定について

議長（細川運一君） 日程第 3、会期の決定についてを議題といたします。

本件について、議会運営委員長に委員会の報告を求めます。佐々木春樹委員長、報告願います。

議会運営委員長（佐々木春樹君） 皆さん、おはようございます。

本日招集されました令和4年第2回大衡村議会臨時会の運営に関しまして、本日午前9時に議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について報告いたします。

本臨時会に付議されました案件は、村長提出案件が4件であります。内訳は、工事の請負契約について2件、損害賠償の和解について、一般会計予算の補正についてでございます。したがって、本臨時会の会期につきましては本日1日限りとするべきと決定したものであります。

以上、議会運営委員会の報告とします。

議長（細川運一君） お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定をいたしました。

ここで、村長に招集の挨拶並びに提案理由の説明を求めます。村長。

村長（萩原達雄君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに令和4年第2回大衡村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用にもかかわらずご出席をいただきました。誠にありがとうございます。

ここに招集の挨拶並びに提案理由の説明をさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染者数は国内で1,500万人を超え、第7波に突入し、7月下旬からは1日当たり20万人を超える感染者数となっており、感染拡大が引き続き継続している状況であり、本村でも、8月9日に1日当たり38人となる新規感染者が確認されるなど、8月11日現在の累計罹患者は341名でありまして、依然として収束の見通しが立たない状況にあります。

宮城県においては、今月5日にBA.5対策の強化宣言を発出いたしました。この宣言は、感染者の急増により発熱外来等の医療機関の業務が逼迫しており、これら医療体制の負担軽減を図るため、検査キット配送・陽性者登録センターを設けて県民に利用を促すことや、夏休み・お盆期間中の人出の増加に伴うさらなる感染拡大のおそれが高いことなどを考慮し、県民の皆様にご改めて基本的感染対策の徹底をしていただくことが主な内容となるものであります。

感染拡大を抑止するためには、引き続き、一人一人が自覚を持った行動を取ることが

今後ますます求められるものと考えております。村といたしましても、国・県などからの情報を村民の皆様へお伝えしながら感染予防に努めてまいりますので、皆様方のさらなるご協力をよろしくお願いをいたします。

次に、災害の関係であります。今まさに青森県や秋田県などの東北北部で大雨が続いており、この先1週間も同じ地域で降り続ける見込みであるとのこと。また、今月3日から4日にかけては、新潟県、山形県、福島県で線状降水帯による大雨が降り続け、山形県内を流れる最上川で氾濫が発生しました。甚大な被害が出ております。

宮城県においても、先月15日から16日にかけて低気圧の停滞により宮城県全域に大雨が降り続き、記録的な大雨となり、河川の氾濫や堤防の決壊が県内北部を中心に発生しております。特に大崎市や松島町等では、甚大な大雨被害が発生したところであります。

この期間中、本村でも県内3番目の雨量を計測し、特に1時間雨量においては52.5ミリを計測するなど、7月の雨量としては観測史上最大の雨量を計測しております。幸いに、道路や河川、農地など大規模な災害は起きておりませんが、小中規模な災害は数多く発生しております。今般の臨時議会で災害関連予算も計上しているところであります。

これからは台風シーズンとも重なり、いつ災害が起きても不思議ではない天候が今後も続くことが想定されますので、関係機関からの情報を得ながら、災害対応に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、挨拶を申し上げましたが、本臨時会に提案いたしました案件は4件であります。

議案第37号は、令和4年度大衡村学校給食センター整備工事（建築）に係る請負契約を締結するものであります。

議案第38号は、令和4年度大衡村学校給食センター整備工事（機械設備）に係る請負契約を締結するものであります。

議案第39号は、尾西2号線において発生した事故について、損害賠償の額を定め、和解するものであります。

議案第40号は、令和4年度一般会計予算に1億5,896万5,000円を追加するもので、歳入の主なものは国庫支出金、県支出金、繰入金及び村債の増額、歳出は農林水産業費、商工費、災害復旧費及び予備費の増額などで、先般の議会全員協議会でご説明をさせていただきましたが、災害対応に係る予算等を計上するものであります。

以上、議案4件を提案いたしますので、原案どおりご可決を賜りますようお願いを申し上げ、招集の挨拶並びに提案理由の説明とさせていただきます。本日は何とぞよろ

しくお願い申し上げます。

以上であります。

日程第4 議案第37号 令和4年度大衡村学校給食センター整備工事（建築）の請負契約について

議長（細川運一君） 日程第4、議案第37号、令和4年度大衡村学校給食センター整備工事（建築）の請負契約についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） おはようございます。

それでは、議案書1ページをお願いいたします。

議案第37号、令和4年度大衡村学校給食センター整備工事（建築）の請負契約について。

令和4年7月28日条件付一般競争入札に付した、令和4年度大衡村学校給食センター整備工事（建築）の請負契約について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

- 1、契約の目的、令和4年度大衡村学校給食センター整備工事（建築）。
- 2、契約の方法、条件付一般競争入札（総合評価落札方式）。
- 3、契約の金額、3億2,010万円。
- 4、契約の相手方、宮城県仙台市青葉区立町27番21号、株式会社橋本店、代表取締役社長佐々木宏明でございます。

当該工事につきましては、6月20日に入札を公告し、7月28日入札を執行、8月8日に工事請負契約の仮契約を締結しております。入札の参加申請は5者で、落札率につきましては86.2%となっております。

続きまして、別冊の議案説明資料、議案第37号別紙で工事の概要等についてご説明申し上げます。

別紙1の配置図、案内図をご覧いただきたいと思っております。

今回の工事につきましては、現在、大衡小学校敷地内にあります学校給食センターを新たに中学校敷地内に建て替えする整備事業のうち、建屋の建築工事に係る工事となっ

ており、給食センター本体につきましては、鉄骨造平家建てで床面積が792.70平方メートル、給食センターと中学校校舎及び講堂をつなぐ渡り廊下につきましては、床面積94.59平方メートル、中学校校舎に増設されるエレベーター等につきましては、鉄骨造3階建て、床面積が61.39平方メートルで、床面積の合計は948.68平方メートルになるものでございます。建築工事の内容といたしましては、仮設工事、鉄筋工事、コンクリート工事、鉄骨工事、外壁工事、内装工事が主なものとなっております。工事の施工場所につきましては、大衡村大衡字柵木地内、大衡中学校講堂の北側に新築するものでございます。工期は、議会の議決後から令和5年7月14日までとなっております。工事完成後、準備期間を経て、夏休み明けの供用開始を予定しているものでございます。

次に、別紙2、次のページをご覧くださいと思います。

平面図でございます。配置といたしましては、西側に事務室と食材等の荷受けエリアを配置しまして、その隣に食材の下処理スペース、そして中央部分に非汚染区域といたしまして調理スペースを配置し、東側に配膳・配送エリアを配置しているものでございます。

次に、次のページ、別紙3をご覧くださいと思います。

立面図でございます。3段になっておりまして、一番上、上段部分につきましては、給食センターを北側から南側に向かって見た立面図になっておりまして、図面の左側は配送エリア、右側は事務室エリアになっております。中段につきましては、その逆ですけれども、南側から北側に向かって見た立面図になっておりまして、図面の左側は荷受けエリア、図面の右側は配送エリアになっております。一番下、下段の左側の立面図につきましては、給食センターを東側から西側に向かって見た立面図になっておりまして、配送スペースの図面になっております。右側の図面につきましては、その逆側の事務室、荷受けエリアの立面図になっております。

最後に、次のページ、別紙4をご覧くださいと思います。

渡り廊下の平面図となっております。給食センターと中学校校舎及び講堂をつなぐ渡り廊下を整備するものでございまして、踊り場スペースを設けながら、4%の勾配でつなぐ設計となっているものでございます。

工事の内容については以上となります。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。小川克也君。

1番（小川克也君） これから本格的に契約を結んで工事が始まっていくわけですが、工工期

間も8月15日から令和5年7月14日ということで大変長い期間ですので、工期中の曜日、月から金曜日、工事していくものなのか、また祝日、祭日も行っていくものなのか、またその中で、その工事の一日のタイムテーブルというか時間、何時から始まって何時で終了するものなのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 工期期間中のタイムテーブルのご質問でございますが、工事につきましては、全体的な契約につきまして、この後建築工事、その後電気工事と厨房設備工事も発注予定になっておりまして、全体的な工事業者のほうで調整会議を図りまして、また中学校、教育委員会のほうとも調整を図りまして、詳細の部分は今後詰めていく形になりますが、工事につきましては月曜から金曜に加えまして、状況に応じて土曜日等の対応も出てくると想定しております。

また、時間につきましては、工事の一日の時間につきましては、極力通学の時間帯は避けるようにしまして、工事車両等につきましても現在の校門ではなくて西側の部分に仮設道路を設けまして、その辺は通学に支障のないように安全管理を徹底してまいりたいというふうに考えております。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1番（小川克也君） これから業者と調整しながら進めていくと思いますが、中学校は防音対策しっかり取っているものの、王城寺原の演習の射撃等の音、聞こえるそうです。特にテスト期間中、テスト中にはすごい音が聞こえて、子供たちはすごい不愉快というか、そういう声も聞いております。演習より騒音でないものの、工事内容も鉄筋工事、鉄骨の工事も含まれていますので防音対策も必要かと思いますが、その辺についてもお聞きしたいと思います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 騒音・振動関係が出る作業につきましては、できる限り授業時間を避けるような形で調整を図っていきたいとは考えておりますが、なかなか完全にとれない部分もあると思いますので、そういった部分は月曜から金曜だけでなく土曜とか祝日の部分の工程も使いながら、その辺は学校のほうに配慮をした形で極力調整をしたいと思います。また、その調整に当たりましては、教育委員会、中学校側のほうとも調整会議のほうに必要に応じてちょっと入っていただきながら、そういった学校スケジュール等の調整も図りながら、工事の内容等については調整を図りたいと考えてお

ります。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1 番（小川克也君） 建設地が中学校と隣接していることから、ふだんとは、気を使って工事を進めていかなければならないのかなと思います。教育委員会とも今後1年近く長い期間ですので密に連携を図っていただいて、何か問題等があれば迅速に対応していただきたいと思いますし、また、子供たち、中学校で生活する上で不愉快に感じることなく進めていただきたいと思います。

最後に、教育委員会として、保護者にもある程度工事の概要等というか、詳しくは説明は要りませんが、知らせる必要があるかと思いますが、今後どのように考えているか伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 工事に際しましては、ご指摘いただきましたとおり、中学校のほうとも調整を図りながら、学校の行事または授業、それと工事、騒音の出る部分の関係ですね、スケジュールを調整しながら図ってまいりたいと思いますし、安全関係につきましてもしっかりと対応していきたいと思います。

また、ただ、工事期間中長く、またその工事も月曜から金曜、必要に応じて土曜、祝日も対応する形にはなるかとは思いますが、ただ、どうしても、例えば渡り廊下の部分につきましては使用ができなくなったりとかという制限も出てきます。通常どおりのこれまでどおりの学校の授業スタイルを完全にキープすることはなかなかちょっと難しいことにはなると思いますので、その部分も含めて、教育委員会なり中学校のほうと調整を図りながら、できるだけ不便が生じないような形に対応してまいりたいと思います。

議長（細川運一君） 教育次長。

教育次長（岩淵克洋君） 今、都市建設課長のほうからもありましたとおり、あと文書等で改めて保護者にも通知を考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） ほかにございませんか。佐野英俊君。

2 番（佐野英俊君） 今回の請負契約、条件付一般競争入札ということで、3点伺います。一般的な条件以外に特別な条件があったのか。それから、先ほど説明で入札参加は5者であったということですが、参加資格申請はこの5者そのままだったのか、あるいはそのほかに判定で不適があったのか、その辺。それから、落札率は86.2とメモしたんですが、その確認と、予定価格、公表しているわけですので金額を伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 1点目の条件付一般競争入札の条件の中で、一般的な項目以外に条件はあったのかというご質問ですけれども、今回、学校給食センターということで、学校給食センターの実績があるものというようなことで条件を設定させていただいております。

あと、2点目は、申請者5者かというご質問でございますが、今般の一般公告いたしまして5者入札の申込みがございまして、5者が入札に応じていただいたということでございます。

3点目の落札率でございますが、都市建設課長申し上げましたとおり86.2とお話ししました。小数点含めますと86.172でございます。あとは、予定価格でございますが、予定価格は3億3,769万5,000円、税抜きでございます。

以上でございます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 条件、あるいは参加申請者数、予定価格、理解しました。

今回、総合評価による落札方式という括弧書きもされておりますけれども、審査の中で基準評価値に対して参加者の提案といいますか、その辺が評価・評点に加味された分があるのか、単に価格、低額者がそのまま結果に至ったのか、その辺伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 今般の総合評価落札方式の評点の内容のご質問かと思いますが、まず、1点目、価格以外の評価点ということで、技術力であるとか、いろんな項目ございます。そちらが25点満点でございます。価格の評価点は基準点数といたしまして80点、合わせまして105点満点というようなことでございます。

以上でございます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） そういう評点・評価を加味した場合に、入札、低額者と異なる結果が出たのか、その辺伺った次第であります。いずれにしても、総合評価落札方式を採用し、今回、請負契約、仮契約に至っておると思いますけれども、価格どおりだったのか、評点、いろいろ今説明の技術力やら等においてどうだったのかという、再度。

それから、実績報告の中で、実績報告ということありましたが、この本日提案のもの

にあってはどこの公共施設だったのか、参考に伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 今般の建築工事につきましては総合評価落札方式ということで、価格どおりの落札者かというご質問でございますが、建築工事につきましては価格が一番低い業者が落札者となったものでございます。

あと、もう1点の実績でございますけれども、ちょっとお待ちください。

お待たせしました。大変申し訳ございませんでした。こちらの橋本店は、実績といたしまして角田市の学校給食センター、平成27年の実績でございます。失礼いたしました。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） 建屋工事、今回入札ということなんですけれども、その以前に、あそこ下水道関係でちょっと事故があったと記憶しております、最近。それによって中学校が1回臨時休校になったという事例が発生したと思うんですけれども、それらの影響がこの建屋系工事に影響があるのかどうか。そして、今後、その関係も含めて、建屋工事並びにその下水道関連に影響があるのかどうか、その辺の確認をお願いしたいと思います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） ご指摘のとおり、工事に入る前に中学校の下水道が詰まりまして、その影響で中学校ちょっと臨時的に休業という状況の事故がございました。今回の工事では、後ほど議案にお諮りします機械設備工事のほうで、その下水道工事の切替え等も計画として入ってございます。そのような中で対応しますので、先般の事故の影響はなく、学校等への影響もないように工事を進めていく計画となっております。

議長（細川運一君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第38号 令和4年度大衡村学校給食センター整備工事（機械設備）の請負契約について

議長（細川運一君） 日程第5、議案第38号、令和4年度大衡村学校給食センター整備工事（機械設備）の請負契約についてを議題といたします。

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案書2ページをお願いいたします。

議案第38号、令和4年度大衡村学校給食センター整備工事（機械設備）の請負契約について。

令和4年7月28日条件付一般競争入札に付した、令和4年度大衡村学校給食センター整備工事（機械設備）の請負契約について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的、令和4年度大衡村学校給食センター整備工事（機械設備）。

2、契約の方法、条件付一般競争入札（総合評価落札方式）。

3、契約の金額、2億1,226万7,000円。

4、契約の相手方、宮城県石巻市大橋二丁目1番地の1、株式会社晃和工業、代表取締役千葉政武でございます。

当該工事につきましても、先ほどの議案第37号建築物と同日程で入札の執行から仮契約までを行っておりまして、この工事の入札の参加申請は2者で、落札率につきましては98.9%となっております。

続きまして、議案説明資料、議案第38号別紙で工事の概要等についてご説明を申し上げます。

別紙1をお願いいたします。

今回の工事につきましては、大衡村学校給食センター整備工事のうち、新築建屋内の機械設備工事に係る工事となっております。内容といたしましては、空調調和設備、換気設備、自動制御設備、衛生器具設備、給排水設備、ガス設備などが主な工事となっております。施工場所につきましては、大衡村大衡字柵木地内、工期は議会の議決後から令和5年7月14日までとなっております。

次ページ以降に、主な工種の図面を添付しておりますので、次のページ、別紙2をご覧ください。

空気換気設備の配管平面図になっております。空調設備につきましては空冷ヒートポンプマルチエアコンとなっております。南側に室外機を設置し、各部屋天井部に空調機を設置するものでございます。

次に、次のページ、別紙3をご覧くださいと思います。

こちらが給排水衛生設備図となっております、給水につきましては、受水槽を經由しまして給食センター南側からの配管となりまして、汚水排水につきましても、同じく南側からの配管で、除外施設を經由しまして排水する計画となっているものでございます。

最後に、次のページ、別紙の4をご覧くださいと思います。

こちら昇降機、エレベーターのほうの図面となっております、昇降機につきましては、建屋の工事を建築工事で行いまして、昇降機本体を機械設備で設置するものでございまして、この昇降機につきましては、定員13名、積載900キロのものを整備するものでございます。

工事の概要につきましては以上となります。よろしくお願いたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 本案件につきましても、参加資格申請件数と、それから本議案と先ほどの議案38号に関連するので何うわけですけれども、村の公表している令和4年度、今年度の建設工事発注見通し、この中では学校給食センターについて本日提案の建築、機械設備、そのほか電気、厨房設備、この大きく4件の契約予定が公表されております。本日、建築と機械設備、そのほかの電気それから厨房設備に関する今後の契約に向けた動きといたしますか、その辺、関連づけて質問したいと思います。

以上です。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 今般の給食センターの機械設備の発注でございます。入札参加申請があったのは2者でございまして、そちらで総合評価落札方式によりまして、今般議決をいただきたいということでお願いしているものでございます。

あと、今後の、今議会にお願いしております建築と機械設備以外の電気設備、あと厨房設備についてのご質問でございますが、電気設備につきましては、建築と機械設備と同時に公告をさせていただきました。しかしながら、1者、申請はありましたけれども、その1者が辞退されたということで、一般競争入札のほうは中止してございます。先ほど来、都市建設課長ご説明申し上げておりますとおり、来年の7月の竣工を目指しております。その工期の設定といたしますのは、竣工しましてから新しい給食センターで試運転といたしますか、そういったものに夏休みを充てたいということからそのような工期設

定をしてございますので、電気工事につきましても、工期を設定するに当たって、また再度一般競争入札でありますと工期がずれるということもありまして、今般、指名競争入札に変更して発注予定でございます。

あとは、もう1点の厨房設備でございますが、こちらは後ほどお諮りいたします補正予算関係でもご説明申し上げますが、債務負担行為の限度額の変更をお願いしてございます。その1億1,000万円増の変更でございますが、その内容の1点目が物価高騰によりまして単価等の増資を、それと、もう1点が、当初、工事として発注予定の厨房設備でございましたが、これが国内大手メーカーの厨房設備6社ほどあるようなんですが、その中で工事として管工事の発注になります。その管工事の資格を持っている業者が少ないということでございますので、工事として発注いたしますと、競争性といいますか、その辺が担保できないので、他の自治体の学校給食センターの発注の仕方等を参考に、備品購入で発注したほうがいいたろうというような判断でございますので、今後、厨房設備につきましても備品購入事業といたしまして一般競争入札、こちらも公告予定としてございます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） そうしますと、電気設備については指名競争、時期的なものとは何者指名なのか。あと、厨房については一般競争、これから公告ということで理解しました。前段の電気設備の今後の予定だけ伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 電気設備の指名競争入札についての指名業者数というご質問ですが、12者でございます。今後、今月の30日に入札予定でございます。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第39号 損害賠償の額を定め和解することについて

議長（細川運一君） 日程第6、議案第39号、損害賠償の額を定め和解することについてを議題といたします。

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案書3ページをお願いいたします。

議案第39号、損害賠償の額を定め、和解することについて。

損害賠償の額を下記のとおり定め、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、次のページ、4ページでご説明を申し上げます。

1の事故の発生状況でございますが、令和4年6月20日午前9時15分頃、相手方が大衡村大衡字尾西121番1地先の村道尾西2号線を普通乗用車で走行していた際、路面の段差が原因となり、車両のタイヤ及びホイールに損害を与えたものでございます。

2の被害の状況でございます。相手方は記載のとおりでございます。損壊財物でございますが、車両（普通乗用自動車）となっております。損壊の程度は、タイヤのパンク及びホイールの傷でございます。車両の修理費用につきましては、7万2,259円となっております。このうち損害賠償額が3万6,130円となるものでございます。示談の内容でございますが、村は所有者に対し本件事故に関する一切の損害賠償金として、3万6,130円を支払うものでございます。本件示談のほか、村と所有者との間には一切の債権債務関係がないことを確認するものでございます。

3の損害賠償額は、3万6,130円となっております。

次に、別冊の議案説明資料の議案第39号別紙の航空写真の図面のほうをご覧くださいと思います。

当該事案につきましては、別紙にお示ししておりますとおり、村道尾西2号線の舗装の老朽化により路面の一部に段差が生じていたことが主な原因になりますが、道路交通法で定める運転手の安全運転に関する規定を勘案しまして、村側の責任割合を5割とすることで、相手方と協議が調ったものでございます。これによりまして、修理費用7万2,259円のうち、村が支払う損害賠償額を3万6,130円とするものでございます。

なお、この損害賠償額3万6,130円につきましては、村が加入する全国町村総合賠償保険を充てることとしております。

このような事故が発生してしまいましたことは管理が不十分でありまして、おわびを申し上げます。村道の管理につきましては、月1回の定期的なパトロールに加えまして、

適宜パトロールを実施しておりましたが、今後はこれまで以上にパトロールを強化し、適正な管理に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） この和解に関しては両常任委員会で説明もあったようですけれども、それに加えて、このぐらいの損傷をしている道路であればこういう事故が起きるといふような判断が、その保険というか、和解の際に当たり前のことなのか、その辺ちょっとお伺いしたいのと、このぐらいの破損している道路、村内にないものなのか、この和解が成立した後、再度点検した結果、何件かあったものなのかどうなのか。それと、やはり職員だけでこういったものを調査するのも限界があるというふうなところであれば、住民なり区長なりから情報をもらう何らかの手段を講じるべきではないか、その辺についてお伺いします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まず、1点目のこのぐらいの舗装の破損具合での補償という部分のところなんです、写真のほうにも記載しておりますとおり、明らかに舗装の穴があったというのは事実でございますが、一方で、その穴の大きさの具合から、運転手の方の安全の管理の部分というのも明らかに分かると思いますか、ということもありません、結果的にそういった事例等も踏まえながら、5割という責任割合になったという次第でございます。

2点目のそのほかの村道の部分でこういった部分がないのかという部分なんです、ちょっとその舗装の傷み具合、どこまでで修繕すべきかというのは非常に悩ましいところでもあるんですが、この程度に大きなところはないというところを確認しているものでございます。

それとあと、パトロール、管理の在り方なんです、ご指摘のとおり、これまで定期的なパトロールということで実施しておりましたが、それだけでちょっと十分かという部分につきましては、今回の事故もございまして、プラスして、まず1つは、村直営によるパトロールに加えまして、これからになります地元業者のご協力をいただきながら、プラスしてのパトロールを追加したいというふうに今検討しているところでございます。

また、ご指摘のありました住民の方々、通行の方々からの情報提供の在り方についま

しても、他自治体でも取り入れているやり方ありますので、今、併せてそういった情報の取り方というの、今、全国的な部分を含めて情報収集をさせていただいております。そういった部分の中で大衡村に合うような制度について、いろいろ調査させていただいて、検討したいというふうに考えております。

議長（細川運一君） ほかにございませんか。村長。

村長（萩原達雄君） 今の課長の答弁で尽きているというふうに理解をしますけれども、過去においてもタイヤのパンク、道路に穴が開いていたとか陥没していたところがあって、アスファルトの、何ていうんですかね、そこだけが抜けているとか、そういうところがあってそこでパンクしたので損害賠償した経緯が、何年だったでしょうかね、10年以上前だったと思いますけれども、そういうものが発生しております。

それで、課長が今お話あった、そして佐々木議員がお話のあったとおり、村としてもそういったものを巡回しながら点検していくように、今後も、今までもそれはやってきたんですけれども、なかなか職員だけでは目が行き届かない面が多々あったわけでありますから、先ほど課長お話ししたように、地区の区長なり、あるいは地区の住民でも結構であります。そういった情報を村に入れていただくような、そんなふうにしていければなということ、指示をしていたところでもあるわけでありまして、今後、そういったことのないように、本当に皆さんの生活道路でありますから、本当に大事な道路であります。常に補修材を積んで歩いて定期的に補修して歩けば、そういったことが軽減されるということでもありますので、今後はそういったことも取り入れながら、今までももちろんやってきたんですけれども、そういったことで対処してまいりたいというふうに思います。過去にもあったんです。

今、そしてタイヤも、スポーツタイヤというんですかね、扁平率の非常に、今35、私知る範囲では35が、私見ている範囲では35が一番薄いなと思っているんですよ。30なんというのもあるのかなと、多分あるんじゃないかなと思います。言っている意味、分かりますか。分かりますよね。ホイールとタイヤの接地面との間の、30というのは33センチでしょうか、30インチ……（「30%」の声あり）30%というのか。あ、そう、30%。何の30%や。（「幅に対して」の声あり）幅に対して30%というのが30あれなの。あ、そう。俺また、30ミリぐらいしかないのかなとかね、40なら40ミリ。普通65ですよ、普通のタイヤですよ、大衆車で走っている、私のタイヤなんかは65なんですけれども、スポーティータイヤになってくると非常にそういったことが、非常に高級、そして高い

んですよね。ですから、本当に賠償額も上がってくるということでもあります。今般はそれでもフィフティー・フィフティーで相手方も納得されたようでもありますから、胸をなで下ろしていたところでもあります。

今後、そういったことがないように十分留意しながら進めていきたいというふうに思っておりますので、どうかご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 本案件につきましては常任委員会での事前説明がありまして、提案内容については理解しております。関連で質問したいのは、今、個人情報絡みでいろいろ問われる社会ですけれども、議案説明資料とはいえ、ここに相手方の住所地の町名、加美町ですね、あと氏名、明記されておりますけれども、この辺、問題ないと理解しているのか、まず伺います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） そうですね、他の自治体の同様の案件についても確認させていただいておりますと、今回、説明資料のとおり大衡村のほうで作成させていただいたんですが、他の自治体では地番まで載せて、地名ももちろんですけれども載せております。この辺については問題ないかなというふうには理解しておりますし、相手方のほうにも、議会のほうにこういった資料の中で住所、氏名のほうを提示させていただくということを事前に了解を得て、資料のほうも作成をさせていただいております。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 損害賠償するように議会の議決、相手のほうでも理解しておるという、もっとも理解すると思うんですけれども、地番までの表記云々ではなく、逆に最近におかれては、文字には表さない自治体もあるのかなと。仮にペーパーであれば配付して回収するとか、残らない手法を取っている自治体もあると聞いております。確かに本村におきましては、クリエートパークにおけるローラー滑り台の事案についても同じような対応が取られた前例もございますけれども、やはりその辺、いま一度、適正であるのか、どういう表し方が理解されるのか、その辺改めて検討・検証する必要があるのではないかと思います。再度その辺を伺います。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 今、都市建設課長言ったとおりではございますが、全国の町村によ

っては、そうやって議案として配付して議員の皆さんに見ていただいて、それを回収するという自治体もございます。ですので、個人情報の関係、結構厳しくはなっておりますので、全国の自治体、もしくは県内の自治体の状況等を検討しながら、勉強しながら、そういった方法で可能であればそういった方向にやってもいいのかなというふうには思っております。ただ、今現在、損害賠償の相手方のほうも当然出してもいいですよという話を受けて、前回のクリエートパークの関係の議案もそうでしたので、こういった対応をさせていただきましたが、これ以降は、損害賠償の事案が出なければいいんですけども、そういった部分が出てきた場合は、そういった形で今からちょっと勉強して検討していきたいというふうには思っているところでございます。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第40号 令和4年度大衡村一般会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第7、議案第40号、令和4年度大衡村一般会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） それでは、議案第40号別紙でご説明申し上げます。

1 ページをお開きいただきたいと思います。

令和4年度大衡村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正に係る規定で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,896万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億7,281万2,000円とするものでございます。

第2条は債務負担行為の補正に係る規定で、第2表でご説明申し上げます。

第3条は地方債の補正に係る規定で、第3表でご説明申し上げます。

4 ページをお開きいただきたいと思います。

第2表債務負担行為の補正でございます。

令和4年度大衡村学校給食センター整備事業で、変更前が5億800万円、変更後が1億1,000万円増の6億1,800万円とするものでございます。こちらにつきましては、先ほどの議案でも佐野議員からご質問あったところでご説明申し上げましたとおり、現在、学校給食センター、発注してございます。その中で、物価等の上昇による単価の変更、あるいは厨房設備の発注を工事から備品購入に変更して発注する予定であるということと、現在、まだ全て発注済みでないことから、今般1億1,000万円増の6億1,800万円とさせていただくものでございます。

第3表地方債の補正でございます。

こちらは災害復旧債でございます。2,510万円増の3,010万円とするものでございます。

続きまして、補正の内容につきましては、7ページの事項別明細書でご説明申し上げます。

7ページをお開きいただきたいと思います。

歳入です。

16款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金です。944万円の増。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金944万円で、内容につきましては、歳出でご説明申し上げますけれども、畜産経営継続緊急支援金へ244万円、地域産業継続支援金へ700万円を充当させていただく予定でございます。

4目土木費国庫補助金5,042万5,000円の増でございます。こちらにつきましては、公共土木施設災害復旧事業で3分の2の補助率でございます。

17款2項8目商工費県補助金400万円の増。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村補助金で、歳出の地域産業継続支援金へ充当するものでございます。

20款2項1目財政調整基金繰入金7,000万円の増。こちらにつきましては、今般の災害復旧等の財源として繰入れするものでございます。

23款1項5目災害復旧債2,510万円の増でございます。

続きまして、8ページ、歳出でございます。

5款1項4目畜産振興費244万円の増。こちらにつきましては、説明記載のとおり、畜産経営継続緊急支援金といたしまして、乳牛1頭当たり1万円と繁殖牛1頭当たり

5,000円を支援するものでございます。

6款1項2目商工振興費1,200万円の増。こちらにつきましては、説明記載のとおり、地域産業継続支援金といたしまして、1事業者当たり10万円で120事業者を想定してございます。こちらにつきましては、財源といたしまして地方創生臨時交付金と県補助金を充当するものでございます。

10款1項1目農林施設災害復旧総務費4,999万8,000円の増。こちらにつきましては、農林施設災害復旧事業としての事務・業務委託料1,000万円、あとは13節499万円は建設機械借上料でございます。

次のページ、お願いいたします。

18節負担金補助及び交付金3,000万円といたしまして、農業用施設小災害復旧支援事業費補助金として計上してございます。

2項1目公共土木施設災害復旧総務費9,209万6,000円の増。こちらにつきましては、公共土木施設災害復旧関連に係ります委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費等が主なものでございます。

13款1項1目予備費243万1,000円につきましては、財源調整でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。石川 敏君。

3番（石川 敏君） 2点ほど伺いたいと思います。

まず、債務負担行為の補正であります。企画財政課長から、今回、令和5年度分の負担行為額1億1,000万円ほど増額見込みということで、建築工事関係の物価の高騰、あるいは予算の設備関係、備品購入のほうに振り向けるというようなことの原因をお話しになりましたけれども、具体的に1億1,000万円の金額、あるいはそのトータルでどういった積算で6億1,800万円、令和4年度分も当然あるわけですので、トータルで1億1,000万円増えるということですが、全体的なその工事の積算の内訳がどの程度の金額で積算しているものか。あと、財源としてはほぼ防衛交付金充当しているわけですが、その増額なる分、その辺の手当ではどのように考えているものか伺いたいと思います。

それから、もう1点は、農業施設の災害復旧の支援事業、今回の大雨被害の農地の復旧等に、前回の令和元年ですかね、台風被害と同じように、個人の支援ということで3,000万円の予定で予算なんですけど、これも全協のほうで概要の説明あったんですけど

ども、見込件数約100件ということですが、今現在の程度、村として把握している件数、変わらないものか、その後、個人の確認等で、およそこの件数でいくものかどうか。あと、実際の個人の方からの補助の申請受付から、工事実施、あと補助金支払いとなるんでしょうけれども、その辺のスケジュールの見通し、見込みはどのように考えているものか伺います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まず、1点目の債務負担行為額1億1,000万円の増額の部分の内訳という形になるんですが、債務負担行為額でございますので、令和5年度支出予定の部分の増額として1億1,000万円という形になっております。

ちょっと補足して説明しますと、令和4年度予算の部分につきましては、今後、残る工事等の入札、発注しまして、最終的には4,270万円ほど、現段階ですが、減額をさせていただき予定となっております、合わせて、全体の事業費ベースでいきますと6,720万円ほどが増額になるというような状況となっております。

ですので、その総事業費ベースでの内訳ということでちょっとご説明をさせていただきますと、まず工事請負費の部分につきましては、当初設定の中で7億1,660万円を想定したのにつきまして、約4,030万円増額の7億5,690万円ほどを見込んでいるものがございます。それと、厨房機器関係につきましては、当初1億340万円想定していたものに対しまして約2,660万円ほど増額になりまして、1億3,000万円ほどを見込んでいるものがございます。それと事務費の関係を含めまして、実質的には6,720万円ほどが増額になったという内訳となっております。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 学校給食センター整備事業の財源内訳ということでございます。今般、債務負担行為の補正におきましても1億1,000万円の増ということで変更をお願いしてございます。ただいま都市建設課長答弁いたしましたとおり、まだ現時点で全て発注が終わっていないということから、今後の全体事業費を捉えまして、ご質問にありましたとおり、主たる部分につきましては防衛の交付金の基金からの負担となっておりますが、残る部分につきましては、その額、繰入れ後の残にもよりますけれども、起債を想定してございます。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 農地の災害復旧の関係でありますけれども、件数につきまして

は現時点でもおよそ100件というふうには捉えております。スケジュール的なものも含めて、本日お認めをいただきましたら、本日から区長さん方のご協力もいただきまして、チラシ等も既に作成しておりますので、そういったものを配布させていただきまして、あとホームページとか無線放送とかで周知を図りたいというふうに考えておりますし、極端な話、今日からでも受付は可能だというような体制を取らせていただいております。

そういったスケジュールで進めてまいりますけれども、予算的なものも、令和元年度の災害の平均的な事業費の部分を勘案しまして、100件で見た場合に3,000万円というふうな積み上げをさせていただいておりますので、今後の申請と、あとそれぞれの復旧箇所等の事業費等の見積書等も今度出てまいりますので、そういった中で増減等も出てくるかと思っておりますので、そういった場合は改めて補正等でまた追加等もお願いする場合も出てくるかと考えているところであります。申請のほうも12月いっぱいということで年内で一応申込みのほうは締め切らせていただくようにさせていただき予定としておりますので、その中でおよその事業費、必要な額の確定ができるものかなというふうに思っておりますし、本格的に工事のほうを着手するにも、秋、刈取り終わってからというのが多くなってまいりと思っておりますので、場合によっては繰越し等も出てくるものかなというふうに想定をしているところでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 給食センターにつきましては、入札の結果、これから設備関係また別途あるわけですが、当初見込んでいた予算に比較して、落札率から見てもある程度の余裕の残金も出てくればよろしいでしょうけれども、そういったことで全部で8億、9億を超える金額になりますよね、トータルしますと、令和4年5年で。ですので相当な村全体としてもかなりの予算規模になるわけですので、やっぱり財源については交付金、防衛交付金だけでなく起債も考慮するというところでしょうけれども、やはり予算措置については慎重な手当てを考えていただければなというふうに感じます。

あと、農業支援の補助金のほうですけれども、これから申請受付して、工事実施、あと補助金支払いということになりますけれども、農地ですとどうしてもやっぱり刈り入れ時期が終わってからの工事実施に入る箇所が多いのかどうかあれですけれども、ある程度の期間を要することになってくると思っておりますので、前回の令和元年度で補助金の支払い、各農家の方への支払いについても、通常ですと実績の支払いになるんですけれども、概算でもって補助金を交付したこともあったんですけれども、今回、今年度につい

でもそのような措置を考えているのかどうか伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） まず、1点目の給食センターの整備事業に係ります財源等についてのご質問でございます。確かに石川議員ご指摘のとおり、当初、8億円台の事業費の中で、9条の交付金と、残りを起債で充てようという計画でございました。予算を組む段階では、現状といたしますか、ここまで物価上昇等が起こらないだろうというようなことはちょっと想定外の部分ございまして、けれども、現時点で入札等全部発注済みではございませんが、ご指摘のとおり9億円台になるということでございますので、基金と起債と、あとは一般会計全体的な予算の状況を見ながら、今後、その財源内訳等についても無理のないよう配慮していきたいというふうに考えてございます。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） ご指摘のあった概算払いの関係でありますけれども、お話がありましたとおり、前回の令和元年度もそのような対応をさせていただいておりますが、今回の場合についても、そういったご相談があればその部分については対応をするということと考えております。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） 2点ほど、前回の産業教育常任委員会のほうでお伺いした件もございませんから、それについての回答をいただきたいと思います。

まず、1つ目が畜産関係、補助金、牛、乳牛については1万円、それから和牛に関しては5,000円という支援をするという常任委員会でも説明がございました。それで、対象牛を全てになのかということを確認して、その結果、今回どのような形になって補正するのか。240万円ほどですね。

それから、災害復旧関係、農地の小破に関する災害復旧、今回7月15、16日の災害に対して、今回、復旧費、補正予算を組んだわけなんですけれども、約1か月ですよ、結局、その実際に被害があってから。もっとそこら辺を早急に対応、今回、今の担当課長の説明だと、収穫後になってから修繕工事が本格的になるんじゃないかという説明でしたけれども、やはり7月下旬というのは非常に水が欲しい時期なので、田んぼに対して、水田に対して。やはりそういったちょっと簡易補修なりなんなりでもですけれども、既にそういう対応をされている方々がたくさんいらっしゃると思うんですよ。それに対する手当てはできるのか。やはり何かあったときにすぐに対応、補正を組まないに対応

できないというような支援の仕方というのは、ちょっともう1回検討すべきではないかと思うんですよ。他の自治体では既にすぐにもうそういう小破修理なりなんんりの支援というのはやっているとお伺いしておりますので、その辺の対応が鈍いのではないかと思うんですけれども、その辺の考え方を伺います。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） まず、畜産の経営の支援金の関係でありますけれども、頭数の考え方につきましては、全頭ということで今回は考えさせていただいております。算出基礎としては全頭ということでありまして。というのは、飼料等が高騰しましてどのぐらい経営に支障を来しているのかといった、それを考える場合に何を指標にするかということでありまして、事務手続上、それぞれの皆さんから、飼料費がどのぐらいで、1年前はこうで、どのぐらい高騰しているのかとか、そういった書類を整えていただくのなかなか難しい、面倒なのかなということもありまして、一律、飼料高騰でかなり経営が圧迫されているという実情はお伺いしておるところでございますので、今般、その支払う指標といたしまして、飼養の頭数ということで考えさせていただいたものでございます。今の頭数でありますけれども、畜産農家件数としましてはトータルで27件、424頭ということで、6月30日時点での頭数で今回支援をさせていただくことにさせていただきます。

それから、農地復旧の費用のほうでありますけれども、以前も高橋議員のほうからご指摘をいただいたところございまして、災害等、毎年のように頻発しているという状況、またこれからも起きる危険性等もないということも言えないわけでありまして、そういった場合の対応について迅速に対応できるような方法、あらかじめ予算を措置しておくのかとか、予備費で対応するのかとか、そういったところにつきましては村の内部としてもいろいろ相談をしまして、できるだけ早く対応できるようにさせていただきたいと考えております。遅いのではないかという指摘については、当然、我々もそのように急いでやっているということではあるんですけれども、また言い訳としては予算がないものというふうにはお話ししているところでありまして、個々の農家の方々にとってみればすぐにでも直したいということもありますので、予算的なものがまだ措置が十分整っていない段階でも、村内なり、お願いする業者についても限られてまいりますので、そういった際に予算、見積書等も添付していただくこととなりますので、そういった作業は先にでも進めておけるものでありますので、そういった時間的なロスが

ないような形で進めていくように改善等もしていきたいなというふうに考えているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） 畜産関係の補助、支援というのは、考え次第で、どういう指標を持ってやるのかということをお伺いしているわけなので、全頭を対象にするという考えであれば、それはそれで結構だと思います。

やっぱり災害関係に対応するための予算、予算措置をしなければすぐに対応できないというのは、やはり何かあったときにすぐに即応性に欠けると思うんですよ。ですから、お金がないからできませんじゃなくて、それらのためのこれから災害いつ何があるか分からない状態で、お金がないからできませんと言っていること自体に問題があると思うので、そこら辺の初期対応がすぐにできるような、緊急性の高いようなものに対する支援策をすぐに対応できるような体制をつくっていただきたいと思うんですけれども、その辺の考え方、もしよければ村長に考え方をお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 最初に、産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 先ほども申し上げましたとおり、そういったところで、すぐでも直したいという声は多数いただいていたところでありまして、村についても、箇所等で緊急の必要なものについては別途手当ををして即対応した部分もございましたので、なるべくそういったご指摘いただかないように、即直せるような対応をさらに調整をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） すみません、ちょっと……。

議長（細川運一君） 今回の村内の農地関係の災害復旧に予算立てしていないと、なかなか迅速に事業執行できない面があるというご指摘です。それに、予算措置をしなくても、しなくてもというんですかね、予算措置されていない状況の中でも、生産者の立場に立って復旧事業を先行させる方法、手だてなり、そういう考えはお持ちでないのかというようなお質問です。それで、担当課に質問を伺って、村長にもご答弁をということですのでご指名をさせていただきました。村長。

村長（萩原達雄君） 大変失礼しました。体調ちょっと悪いものですから風邪薬などを服用してまして、大変失礼しました。

ということで、農業の農地やら個人の財産の復旧でありますけれども、これにつま

しては、担当課長のお話のとおり、お話といたしますか、私もちょっと今はっきり聞いていたわけではありませんが、常々そういったことを迅速に対応するように指示はしております。そしてまた、今般はやはり予算上不足が生じてくるということは、もともと前々からそういった兆候が感じられてまいりました。それはなぜかといたしますと、いろいろと財源も限られた中でやっておりますので、これまでも個人の農業環境整備助成金ですかね、ということで大幅に大衡村、手厚くご援助させていただいている、そういったことは皆様もご承知だと思いますけれども、そういったこともありまして財源がやはり逼迫しているということもこれまた事実でもございます。したがって、やはり補正を組んで十分な対策を講じていかなければならないなというふうに思っているところでもございます。

以上であります。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） 正式な復旧工事に対しては、それぞれ収穫後に公式に見積りを取って、きちんと見積りを取って作業するというのは理解できます。ただ、やはり時期的な問題として、すぐにでも田んぼの畦畔が切れたときに、水が必要なんですから、そのときに仮復旧というか、くいを打ってビニールとか何か張ったりして水を保水力を維持するための仮復旧とか何かというのはすぐにでもしているわけなんですよ、各農家の方は。そういうことに関する手当ては、結局今の説明からするとないわけなんですよね。ですから、そういうことも含めて、すぐにちょっとでも仮復旧でもいいから自分の力で直したり、あるいはちょっとした側溝に泥や土が埋もれてしまったところを個人の所有の重機でも何でも構いませんからそれで復旧したことに對するしゅんせつしたことに對する支援というのは、もうやってしまってから申請できないという理屈ですから、そこら辺のことも含めて、何かあったときにすぐ対応できるような予備費なり、それぞれ予算、そういう災害復旧費の予備費なり、あるいはもうこういう災害が起きましたと、大雨になりました、地震になりました、では行政側としてすぐに、じゃあこれは災害復旧費としてこういう見積り、あるいは領収書があればそれも対応しますというようなことをアウンスできないのかということなので、その辺の考え方を改めて、最後ですのでお伺いします。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 今いろいろご指摘をいただいたところであります。おしかりを

いただくかどうかあれですけども、あくまで田んぼについては個人の財産ということですので、そういったものを村として支援をさせていただいて復旧に努めるということで、そういう構図でありますので、原理原則としては個人の農地ですので個人で直していただくと、冷たいようですがそういったことでもあります。

ですので、こういった、ちょっとこれもどうなのかあれですけども、公のところで言うと、原理原則駄目ですよということになるんですけども、そこは窓口のほうでご相談をいただきながら、やむを得ず着手するというのもあると思いますので、その部分についてはここで一律どうこうということではないんですけども、そういったところについては個々にまたご相談に応じて対応ということになりますし、どうしても村の部分についても、すぐに土砂をよけてほしいとかという要望もございましたので、そういったところについては現有の予算の範囲内で早急に対応した部分もありますので、そういったさらにご指摘いただいたような内容を含めまして臨機応変な対応ができるように、どうしてもお役所仕事ということになってしまいますので、その辺は立場上いろいろ矛盾を感じているのは議員ご指摘いただかなくてもそのとおりに感じているところであります、何とかそういったことに対応できるような方策はないかということで、さらに検討させていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） さっきから挙げていたんですが。

議長（細川運一君） すみませんでした。視線合わなかったもので。

村長（萩原達雄君） そうですか。ただいま渡邊課長のほうから説明あったとおりでありますけれども、自分の農地を自分でやっぱり守ることが、本来であればそれが原則ですよね。これはいつからだったのかちょっと覚えていませんけれども、私が村長になってからもさらに増額させていただきましたけれども、村としてそういったものに支援をしていくということでやっております。しかし、それを、何といいますかね、だから村でやるんだ、村でやってもらえないかというようなことで、軽微なものまで村がやる、村がやる、大きなものはもちろん村としては、個人でできないようなものはやはり、対処できないようなものは当然、村なり、あるいは今度国、県の事業というところに活路を見いだす、そういったことも必要でありますけれども、ただ軽微な個人のものに関しても、もちろん支援はさせていただいておりますけれども、それを今すぐ止めおかないと、何ていうんですかね、水が保てないので、そこに仮の畦畔を造るんだというような

お話でありますけれども、そういったところはやはり自分で何とか、普通の人は自分でス Copp なりなんなりでね。だから、その大きさにもよります。ちょっとしたものであれば、やはり自分でやってほしいわけですよ、村側としては。それを全部村で村でと言われると、これまたさっきも言ったように財源的になかなか厳しくなってくるということでもあります。また、人的なマンパワーも、村の職員がそれを一々やるわけではありませので、やっぱり業者についてもなかなかてんてこ舞いというような状況の中でそれをやっていただくというのは、なかなか難しい面があるんだろうと思います。ですから、規模によって、やはり本人の自助努力もこれは必要ではないのかなと、私はそのことをちょっと強調したいなというふうに思っております。何でもかんでも村で村で村でということちょっと、そういう風潮は厳に慎んでいただかないと、村としてもパンクしてしまうということをぜひお含みおきをいただきたいなと、こんなふうに思っているところでもあります。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了をいたしました。

これをもちまして、令和4年第2回大衡村議会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午前11時35分 閉会